

海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針について

平成27年7月2日
学 長 決 定

平成27年 9月 3日改正

平成27年12月10日改正

平成30年 2月 1日改正

海外での事件・事故、テロ、自然災害、感染症等の危機発生時においては、外務省が発出する国・地域別の海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）に基づき、学生及び教職員の海外渡航（出張等又は私事）について、次のような措置をとるものとする。

出張等により海外に渡航する者は、必ず事前に安全保障輸出管理手続き及び FAIR 入力を行うものとし、私事による渡航においても、事件・事故発生時の安否確認のために、渡航先、渡航期間及び連絡先を所属組織に提出することが望ましい。

なお、学生にあつては、目的のいかんに関わらず、本邦以外の国・地域への渡航の際には、海外渡航届（オンラインによる届出）を提出するものとする。

1 外務省が発出する危険情報及び感染症危険情報（4つのカテゴリー）に基づく措置

(1) 「レベル1：十分注意してください」

学生及び教職員は、外務省が発出する海外安全情報を十分理解し、細心の注意を払って渡航・滞在するものとし、所属組織と滞在中の連絡手段を確保のうえ、定期的に所属組織に連絡する。

(2) 「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」

教職員は、不要不急の渡航は取り止め、渡航計画の見直しを行う。

業務の都合などにより、やむを得ず渡航が必要な場合は、現地パートナー機関や在外公館と連絡調整のうえ、安全確保の措置を確認するとともに、目的外の行動は行わないなどの対応をとる。また、所属組織と滞在中の連絡手段を確保のうえ、定期的に所属組織に連絡する。

学生の派遣・渡航は取り止める。

(3) 「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」

学生及び教職員の派遣・渡航は取り止める。

ただし、外務省や JICA 等の政府機関や国際機関からの要請に基づく場合（調査及び国際支援チームへの参加等）は、所属組織の長及び学長と事前に協議する。

(4) 「レベル4：退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）」

学生及び教職員の派遣・渡航は、目的のいかんにかかわらず、取り止める。当該国・地域に滞在している学生及び教職員は、滞在地から安全な国・地域に退避する。

なお、感染症流行国から帰国した後、発熱等の症状が発生した場合は、地域の医療機関を受診することは控え、まず保健所に連絡し、その指示に従うものとし、その後、所属組織に連絡する。

また、感染症流行国から学生、研究者等を受け入れる場合は、疾病に応じて、医療を担当する副学長等の意見を聴いて個別に判断する。

附 記

この学長決定は、平成27年9月1日から実施する。

附 記

この学長決定は、平成27年12月1日から実施する。

附 記

この学長決定は、平成30年2月1日から実施する。